

他自治体を参考にした新たな手続の導入について（案）

1. 事後調査に係る手続の充実

事後調査は、事業の実施前に行う環境影響評価における調査、予測及び評価の不確実性を補うとともに、事業着手後における事業者の環境保全への配慮状況を明らかにする点で重要であることから、少数の都道府県・政令市のみで導入されている手続も含め、以下の手続を積極的に導入し、手続の充実を図る。

- (1) 事後調査計画書の作成※、公表（9 都府県・11 政令市で導入、法は規定なし）
- (2) 事後調査計画書に対する知事意見の提出（6 県で導入・政令市なし、法は規定なし）
- (3) 事後調査報告書の公表（41 都道府県・18 政令市で導入、法は平成 24 年度から導入）
- (4) 事後調査報告書に対する審査会の意見聴取（33 都府県・13 政令市で導入、法は規定なし）
- (5) 事後調査報告書に対する住民意見の聴取（6 道県・7 政令市で導入、法は規定なし）

※ 評価書記載の事後調査計画から変更がなく、かつ、評価書公告後に長期間を経ずに着手する場合など、計画書の作成を要しない場合を規定する。

【参考】現行の県条例における事後調査に係る手続（条例第 32 条、規則第 53 条）

- (1) 環境保全措置の実施状況（事業完了までの措置の状況に限る）及び対象事業の実施状況に係る報告書の作成と知事及び関係市町村長への送付 ⇒ 施工状況等報告書（四半期ごと）
- (2) 環境保全措置の実施状況（事業完了後の措置の状況に限る）及び事後調査結果に係る報告書の作成と知事及び関係市町村への送付 ⇒ 事後調査報告書（原則として年 1 回）
- (3) 知事は、(1)、(2) の報告書の送付を受けた場合において、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し当該措置を講ずるよう求めることができる。

2. 第 2 種事業（法・条例）判定における技術委員会からの意見聴取

法及び条例の第 2 種事業の判定手続において、必要に応じて長野県環境影響評価技術委員会からの意見聴取ができる規定を新たに設ける。（13 県・2 政令市で導入）

3. 法対象事業に対する条例手続等の適用

法は法対象事業への条例規定の適用を認めている（法第 61 条）ことから、条例対象事業より規模の大きい法対象事業に対して、法の趣旨に反しない範囲で以下の条例手続等を適用する。

- (1) 環境影響評価書公告後の手続（36 都府県・13 政令市で導入）
 - ア 事業着手の知事及び関係市町村長への通知（条例第 31 条）
 - イ 施工状況等報告書、事後調査報告書及び対象事業完了報告書の作成と知事及び関係市町村長への送付（条例第 32 条）
- (2) 事業実施状況等の報告及び立入調査等（31 都府県・11 政令市で導入）
 - ア 対象事業や手続の実施状況等に係る報告、資料の提出及び調査の実施（条例第 42 条）
 - イ 必要な手続を行わない場合の勧告及び当該勧告に従わない場合の公表（条例第 43 条）
- (3) 今回の条例改正で新設する手続等
 - ア 配慮書に対する知事意見を述べる場合の技術意見会の意見聴取（できる規定）
 - イ 知事意見を述べる場合の長野県環境影響評価技術指針への配慮
 - ウ 法に基づく事後調査報告書の知事及び関係市町村長への送付
 - エ 1. (1) ～ (5) に示す事後調査に係る手続
 - オ 4. (1) ～ (3) に示す知事意見等の公表の手続

【参考】 現行の県条例における法対象事業に対する条例手続の適用（条例第 41 条）

- （1）環境影響評価方法書又は環境影響評価書準備書に対して知事が意見を述べる場合に、技術委員会の意見を聴くこと。
- （2）環境影響評価準備書に対する知事意見を述べる場合に、必要に応じて、公聴会を開催すること。

4. その他

実務上行っている下記の手続について、根拠を明確にするため条例に規定を置く。

- （1）住民意見に対する事業者見解の公表（11 都道府県・9 政令市で導入）
- （2）知事（政令市長）意見の公表（8 都道府県・14 政令市で導入）
- （3）関係市町村長意見の公表（5 都府県で導入）